

倫理委員会で承認された医療行為に関する情報公開文書

市立秋田総合病院倫理委員会にて、下記の医療行為について協議を行い、定められた管理下において使用することを認めています。また、病院ホームページにて情報を公開することにより、患者さん（もしくはそのご家族）から同意をいただくことの代わりとし、この医療行為を実施しております。適応外使用には一定の副作用リスクが伴いますが、当院では安全性に十分配慮し、必要に応じて担当医が個別に説明いたします。本件について詳しく知りたい方や拒否をされたい場合は、下記に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

記

実施内容	ハロペリドール、クエチアピン、リスペリドン、ペロスピロン
診療科等	精神科
対象者	当院で治療を受ける患者で、医師がハロペリドール、クエチアピン、リスペリドン、ペロスピロンの使用を必要と判断した患者
承認日	2026. 1. 21
実施対象期間	承認後～永続的
提供する医療の概要と目的	本来は統合失調症（および類縁疾患）や気分障害（双極性障害を含む）などへの適応を持ちますが（各薬剤により異なります）、せん妄に対しても使用されることが一般的です。ハロペリドール、クエチアピン、リスペリドン、ペロスピロンの4剤は厚生労働省から「みなし適応」として扱われており、病状の制御が困難な場合は、医師の判断で使用します。
お問い合わせ先	市立秋田総合病院 倫理委員会事務局 0570-01-4171（代表）

以上